



### 土地政策動向を解説

#### 日測協道支部 測量の日講演会

日本測量協会北海道支部は28日、札幌東急REIホテルで「測量の日」特別講演会を開催した。同協会の清水英範会長が憲法や民法を通じて日本の土地政策の体系や近年の動向を解説した。

同支部は、6月3日の「測量の日」の普及啓発

を目的に講演会を開いている。昨年が設立60周年の節目だったが、コロナ禍のため中止となったため、今回を周年記念事業とした。同支部の会員企業から約80人が出席した。

清水会長は、都市や地域の整備は私有地に及ぶ土地政策に関わる財産権を説明する清水会長

ことから「関係する測量技術者や土木技術者は土地政策を十分に理解するべき。法律や経済学に関する知識が必須だ」と呼び掛け、土地政策に関わる財産権や憲法29条の各項について説明した。

憲法29条にある財産権については、日本国憲法に大きな影響を与えたとされるマッカーサー草案には、財産所有者は公共の利益のために義務を負うことが明記されたことに対し、29条にはそういった明記がなく、土地所有者の義務にまで踏み込んでいない点を指摘。「日本人は土地に関しては権

利を重視する。その考えは深く伝統的だ」と話した。

ただ、2020年3月に一部改正した土地基本法では、土地所有者はその土地を適正に管理・利用する責務があることを明記。「近年の土地政策や法制度はかなり大胆なものになっており、今後、憲法論議にまで組み込んで土地政策が議論されると推測した。

国土理院北海道地方測量部の浦部はくろう部長は、測量や地図作成業務の60年間の変遷を解説。北海道博物館の佐々木利和非常勤研究職員は、今井八郎が作成した蝦夷地測量図について講演した。